## 第 1 回東京都公立大学法人評価委員会

東京都大学管理本部

平成 1 6年 1 0月 1 5日(金) 1 0時 0 0分~12時 0 0分 第二本庁舎 3 1階特別会議室 22

- 1 開会挨拶
- 2 委員長の選任
- 3 評価委員会の概要
- 4 大学改革の基本的な考え方とこれまでの経緯
- 5 中期目標、中期計画素案の作成方針
- 6 業務方法書(案)の概要
- 7 その他

## 配布資料

- 1 東京都公立大学法人評価委員会委員名簿
- 2 東京都公立大学法人評価委員会の概要
- 3 目標・評価制度の概要
- 4 中期目標・中期計画素案の作成スケジュール等について
- 5 中期目標・中期計画素案の作成方針について
- 6 業務方法書(案)の概要について
- 7 東京都公立大学法人評価委員会運営要綱(案)
- \* (参考資料)

宮下参事 それでは、ただいまから第1回東京都公立大学法人評価委員会を開会いたします。委員の方々には、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、委員長が選任されるまので間、進行を務めます宮下でございます。どうぞよろし くお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、村山大学管理本部長より挨拶をお願いいたします。

村山本部長 おはようございます。大学管理本部長の村山でございます。第1回ということですので、ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方には、お忙しいところを、この東京都公立大学法人評価委員会の委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。お忙しい中、やり繰りをするのは大変だと思いますし、またいろいろお時間をいただくことになろうかと思いますが、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

ご案内のとおり、東京都は今、大学改革をやっておりまして、都立の4つの大学を廃止・統合して、首都大学東京という新しい大学を来年の4月に開学しようということなんですけれども、廃止・統合というプロジェクトと同時に法人化も一緒にやろうという非常にハードルの高いことをやろうというのが私どもが今手がけている課題でございます。したがいまして、評価委員会の委員の皆様方には、これから始まろうとする大学改革そのものを東京都の立場から評価して、しかるべきサゼスチョンなり勧告なりをいただくという非常に重いお願いを私どもとしては期待を申し上げているわけでございます。

来年4月の開学に向けた準備も大変ですけれども、実際の改革というのは開学してから後が大変だということになろうかと私どもも十分認識いたしております。そういう中で、後でまたご説明申し上げますけれども、開学する前から中期目標・中期計画について評価委員会でのご議論をいただくということで、始まる前からご意見を頂戴しつつ、開学した後も実績などについて厳しいご指摘をいただき、私どもとしてはそれを励みとして、法人に対してもしっかりとした東京都からの物言いもさせていただければと思っております。

ひとつよろしくお願いいたします。

宮下参事 続きまして、各委員からご挨拶をいただきたいと思います。

資料1に評価委員会名簿がございますけれども、あいうえお順になっておりますので、この順に沿ってご挨拶いただければと存じます。

まず株式会社NTTデータ取締役相談役、青木委員、よろしくお願いいたします。

青木委員 青木でございます。遅れましてご迷惑をおかけしました。心からお詫び申し上げます。

宮下参事 ありがとうございました。

続きまして、日本経済新聞社論説委員でございます柴崎委員、よろしくお願いします。

柴崎委員 日経新聞の柴崎でございます。よろしくお願いします。

宮下参事 ありがとうございました。

続きまして、新日本監査法人代表社員であられます仙波委員、よろしくお願いいたします。

仙波委員 新日本監査法人の仙波春雄と言います。どうぞよろしくお願いします。

宮下参事 ありがとうございました。

次に、東京大学生産技術研究所長であられます西尾委員、よろしくお願いいたします。

西尾委員 東京大学の西尾でございます。よろしくお願いいたします。

宮下参事 続きまして、京都造形芸術大学学長であられます芳賀委員、よろしくお願い いたします。

芳賀委員 芳賀でございます。人文系というのは私一人なんだそうであります。どうぞ よろしくお願いいたします。

宮下参事 ありがとうございました。

最後に、東京電機大学学長であられます原島委員、よろしくお願いいたします。

原島委員 原島です。よろしくお願いします。

宮下参事 ありがとうございました。

各委員からご挨拶をいただきました。

次に、委員長の選任に移らせていただきます。どなたか立候補される方、または推薦する方がいらっしゃいましたら、よろしくお願いいたします。

西尾委員 僣越ですけれども、推薦させていただきます。

大学に長いことおられ、大学改革にもご尽力くださり、それから、学外からの目もお持ちで、さらに東京都の大学にもお詳しい原島先生にお務めいただくのが適任ではないかと思います。

宮下参事 原島委員を推薦するというご意見が出ましたが、いかがでしょうか。

それでは、委員長に原島委員が選出されました。

原島先生、委員長席にお移りいただきたいと思います。

それでは、委員長、ご挨拶をお願いいたします。

原島委員長 原島でございます。委員長を務めさせていただきます。

簡単に自己紹介をいたしますと、先ほどご説明のあった4つの大学を廃止して、来年の4月から新大学、首都大学東京ができるというお話でございましたが、私は2年半前までそのうちの一つの東京都立科学技術大学の学長をやっておりまして、半ば当事者であったわけでございます。現在は別のところにおりますので、別な目からこの役をお引き受けさせていただいたわけでございます。

皆様方、評価ということに対しましてはご経験と造詣の深い方々だと存じますので、特に何も申し上げることはございませんが、評価というのは非常に明快な公開されたルールに基づいて、かつ、評価する委員の個性と人格がにじみ出るような評価報告書を作ること

が我々の仕事だと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

僭越ですが、今後、委員長を務めさせていただきます。どうもありがとうございます。 以上です。

宮下参事 ありがとうございました。

なお、評価委員会条例の規定では、あらかじめ委員長が委員長代理を指名するということになっております。委員長代理につきましては、原島委員長から次回、ご指名いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これからの議事進行は委員長にお願いいたします。

よろしくお願いします。

原島委員長それでは、議事を進めたいと思います。

最初に、評価委員会の概要につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

宮下参事 お手元の「会議次第」を2枚おめくりいただきまして、資料2、2ページを ご覧いただきたいと存じます。

設置の目的でございますが、東京都が設立を予定している公立大学法人首都大学東京に関しまして、法律に定める事務を処理する地方独立行政法人評価委員会について、その組織及び委員など必要な事項を定めるということでございます。

現在、東京都においては、地方独立行政法人法に基づく法人として公立大学法人首都大 学東京だけを予定しており、それを評価する委員会として、当委員会を設置しております。

委員会の概要でございますが、組織は委員7名以内ということでございます。本日は、 保健系の委員がまだ選出されておりませんので、6名で開催させていただきます。なお、 臨時委員を若干人置くことができるようになっております。

任命は知事からということで、任期は2年、再任可という形になっております。

委員長は互選で、ただいま原島委員長を選出していただいたところでございます。

議事につきましては、知事が招集いたしまして、過半数の出席により開会・議決が可能 でございます。出席委員の過半数で議決するという形になっております。

主な権限でございますが、知事による中期目標の作成・変更の際の意見。法人による中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見。各事業年度、中期目標期間(6年間)における業務実績の評価。業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告。その他、役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申し出。財務諸表の承認の際の意見、等々でございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。公立大学法人評価委員会条例でございます。 設置、組織、委員の任期等、委員長、議事、委任等を定めております。この条例には、評価委員会の権限は具体的に書いてございませんが、それは地方独立行政法人法に事細かに規定されております。それが右の一覧表でございます。先ほど申しましたものがこの中に含まれておりますが、その他にも細々とございます。

資料3をおめくりいただきたいと思います。目標・評価制度の概要でございます。都議

会、設置者である東京都知事、認証評価機関、公立大学法人、いろいろ関わるわけでございますが、当委員会を中心に説明させていただきますと、評価委員会は、経営面を含めた中期目標期間、公立大学法人の場合は6年となっておりますが、この業務実績を総合評価する。それから、法人に総合評価結果を通知・公表いたしまして、法人はこれを踏まえていろいろな改善を行うという形になります。また、必要があれば業務運営の改善等の勧告も行うという形になっております。

知事に対して中期目標・中期計画案について意見を申し出るというのが中心になるわけですが、教育面につきましては、認証評価機関に公立大学法人が評価をお願いし、その認証評価機関の教育研究評価の結果を踏まえ、当委員会で種々評価をしていただくという形になっております。

1枚おめくりいただきまして、資料4でございます。中期目標・中期計画素案の作成が 当面の当委員会の課題になるわけでございますが、そのスケジュール等についてお示しし ております。右のスケジュール表をご覧いただきたいと存じます。表の中の経営準備室と いうのは、来年4月法人化いたしますと、経営審議会という形になるんですが、その準備 組織として、現在、経営準備室を設けておりまして、ここで中期目標・中期計画素案の作 成方針について検討し決定しております。この作成方針等につきましては、後ほどご意見 を頂戴したいと思っておりますが、作成方針等についてご意見を頂戴した後に、具体的な 中期目標・中期計画素案の策定に入りまして、11月頃に素案を仮決定いたしまして、当委 員会に意見聴取をお願いしたいと考えております。

そこの意見を踏まえて素案を修正いたしまして、その修正案について当委員会でご意見を頂戴いたしまして、1月頃に素案を決定したいと。この素案を都議会に報告いたしまして、中期目標・中期計画は法人が立ち上がってからでないと正式には決定いたしませんので、17年度になりましてから、素案を正式決定いたしまして、都議会の議決を経て中期計画を決定するという運びになります。

なお、評価委員会での意見聴取でございますが、ここに 12 月、1月と書いてございますけれども、日程調整の関係で若干ずれ込む可能性もございますので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

簡単ではございますが、以上で評価委員会の概要についてのご説明にさせていただきます。

原島委員長 どうもありがとうございました。

評価委員会の位置づけについてご認識いただけたかと思いますが、何かご質問あるいは ご意見ございましたら、どうぞ。

よろしゅうございますか。またお気づきの点がございましたら、後ほどご指摘いただければと思います。

それでは、引き続き、大学改革の基本的な考え方とこれまでの経緯について、事務局からご説明をいただくわけでございますが、大学改革についてはこの一、二年、いろいろな

ことが続いておりますが、少々、普通の大学と違う格好をとっておりますので、ぜひいろいるご意見をいただければと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

宮下参事 それでは、参考資料につきましては、事前にお送りしておりますので、お目通しいただいていると思いますが、概要についてポイントを絞って説明させていただきたいと思います。

参考資料の1ページ目、「都立の大学改革について」という表題を掲げております。大学を取り巻く諸問題といたしまして、18歳人口の減少という日本全国の問題があります。この結果、大学間の競争が激化してくるという状況がありまして、大学全入時代の到来ということが言われております。ここに平成21年度総入学定員と書いてございますが、これは作った時点で平成21年度ということでございまして、先般、文部科学省からこれが2年前倒しになったということが発表されております。私立大学につきましては、15年度入試で28%が定員割れという状況になっております。進学率についてみますと、昭和30年、10%が、平成12年には49%になっている、こういう状況の変化があるということでございます。

それから、産業界を見てみますと、国際競争の激化、産業の空洞化がありまして、特許、 知的財産を創造、活用していく必要があるということが認識されるようになっております。 それには大学の研究開発への期待が大きいわけでございまして、最前線で活躍できる人材 育成への期待も大きいわけでございます。

大学教育の現状を見ますと、教養教育の軽視とか、暗記力、偏差値偏重の入試等々、種々 言われているところでございます。

大学運営につきましては、硬直的な運営ではないかというようなことも言われている。 それから、初・中等教育について見ますと、学力・考える力の低下、理科離れが進んでい るのではないかというようなことが言われているわけでございます。

こういう状況の中で、平成 15 年 7 月、地方独立行政法人法が成立いたしまして、国の方は国立大学法人法が先にできておりますが、公立大学についても法人化ができるという途が開かれたわけでございます。一方、平成 14 年 7 月、工業等制限法が廃止されまして、都心にも大学が設置できるような状況になっております。

こういう状況の中で大学改革がいろいろなところで進んでおります。 1 つは、大学設置 認可手続きの規制緩和でございます。それから、先ほど申しましたように、16 年 4 月、国立大学が法人化されております。

地方独法の成立を受けまして、公立大学の再編統合、法人化の動きが、東京都だけでな く、ほかの自治体にも広がっているということでございます。

それから、私立大学を見ますと、新分野の学部等の設置をする動きがあるということで ございます。

それから、教育研究について外部評価の義務化ということが行われております。

それから、競争的研究資金の拡大。これは文科省の「21世紀COEプログラム」等々で、

より競争的に研究資金を配分していこうという動きがございます。

それから、TLO、大学発のベンチャー企業、約 400 社が立ち上がっているということで、こういう動きもあります。

それから、知的財産の創造・活用という面では、大学知的財産本部整備事業というのが 文部科学省で行われたということで、公立大学についても、独法化いたしますと、大学に 知的財産が帰属できるようになるということがございます。

それから、工業等制限法の廃止を受けまして、区部への大学新・増設の規制撤廃が行われて、既に 22 大学が進出しているという状況がございます。

地方大学につきましては、東京事務所等を設置しているということでございます。

それから、入試につきましても、AO入試の拡大等、いろいろな取組みが行われているところでございます。

このような動きを踏まえまして、都立の大学改革、どういう考え方でということですが、 東京都が税金を投入して行う大学でございますので、都や都民にとって意義のある大学に していこうと。大学の使命を「大都市における人間社会の理想像の追究」ということで、 使命を明確にしております。それから、目標につきましては、「都市運営の向上」、「ダイナ ミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築」、「活力ある長寿社会の実現」ということ を、昨年8月、「都立の新しい大学の構想」という中で明らかにして発表しております。

それから、社会が求める人材を輩出するということで、学生のための教育、個性や独創性を育む教育を行っていく必要があると。

研究成果については、社会に還元していくということで産学公連携を推進していく必要があるということ。

それから、経営の視点の導入。法人化による効率的、弾力的な運営をしていく必要がある。

こういう視点で大学改革を行ってきたところでございます。

次のページは、首都大学東京のリーフレットでございます。先ほど申しました設置理念を掲げております。それから、首都大学東京の取組みとして、大都市の課題に立脚した教育研究の推進、都民ニーズに応える生涯学習の展開、地域産業の振興、東京都のシンクタンクとしての機能の発揮、このような取組みを掲げております。

首都大学東京の学部構成でございますが、都市教養学部、都市環境学部、システムデザイン学部、健康福祉学部という構成にいたしまして、都市教養学部の中に人文・社会系、 法学系、経営学系、理工学系という形で系を分けております。

それから、大学院構成につきましては、17 年度は今の大学院と同じということで暫定大学院とし、18 年度から新たな大学院構成にするということでございます。ここに掲げておりますのは、暫定大学院の構成でございます。

3ページに、18 年度以降の新大学の大学院構成を記載しております。大学院構成の設計の考え方でございますが、アジア共通の「大都市性」への着目、アジアをはじめとする世

界に発信・貢献。横軸に首都大学東京の使命、都市環境の向上、ダイナミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築、活力ある長寿社会の実現というのを置きまして、縦軸に教育研究の体系化の視点から、学問体系に沿った研究科の設置。各教員はその交点に立って両方の意義を認識しながら、使命に対応した研究科を設置していくと。

横軸の使命に対応した研究科については、都市環境科学研究科、システムデザイン研究 科、人間健康科学研究科。それから、学問体系に沿った研究科としては、人文科学研究科、 社会科学研究科、理工学研究科、こういう構成にしております。

次のページは、首都大学東京の教育の特色でございます。まず導入プログラム(基礎ゼミ) 自ら調べ、ともに考える体験を通じた知識創造の技法を修得する。それから、都市教養プログラムは、都市にまつわるテーマに沿って幅広い学問領域の教養科目を体系的に学習する。それから、実践英語、4つのスキルを徹底修得。TOEFL等を導入するということ。それから、語学学校等も活用していく。それから、課題解決型の情報教育、インターンシップ。それから、特色ある専門教育として、大都市の課題に立脚した学部構成で、都市教養学部、都市環境学部、システムデザイン学部、健康福祉学部という構成にしております。

このほかの特徴として、単位バンクシステムの導入ということで、キャリアカウンセラーの指導のもとで、首都大学東京の授業のほかに、科目登録委員会で認定を受けた他大学の授業等を加え、独自のカリキュラムに沿った学習が可能なシステムを導入していくこととしております。

次のページ、オープンユニバーシティでございます。18 歳人口の減少と同時に、社会人を含めた自己啓発、自己投資意欲の増大も一方で入ってきておりまして、そうしたものに応えるものとしてオープンユニバーシティを考えております。継続学習機関としての講座を提供していきたいということと、事業者等との連携・協働の拠点としていきたいと考えております。

次のページ、産学公連携センターでございます。現在、産学公連携準備室を日野キャンパス(科技大)に設置しておりますが、来年4月から産学公連携センターを日野キャンパスに設置したいと考えております。当面、外部機関等とのネットワークを構築していく。それによって積極的な社会貢献、社会ニーズに応じた研究開発を進めていくということで、プロジェクトを立ち上げまして、都庁や企業等とのネットワーク構築による知的財産の活用・技術移転の推進、それから、産学公共同研究プロジェクトの企画、研究支援体制の整備・充実、積極的外部資金の獲得などを、産学公連携センターを中心に行っていきたいと考えております。

次のページが、東京都との連携施策の展開ということでございます。首都大学東京の西澤学長がよく言われます「"地場"優先の大学」ということで、大都市東京をバックグラウンドに、都政の現場に立脚した大学にしていこうと考えているわけですが、そのために都のシンクタンク的な役割、それから、人材供給、大都市問題の解決ノウハウを台湾などアジアの諸都市に発信するということを行っていきたいと。

その中で、都とのパートナーシップでございますが、1つは都の総合シンクタンク、もう1つは都の大学ならではの人材育成をしていこうということでございます。都の総合シンクタンクとしての機能を果たすときに、現在、東京都の各局とPTを開催いたしまして、各局との連携事業を検討しておりまして、それを首都大学東京で展開していきたいと考えているところでございます。

次のページにまいりまして、地方独立行政法人法でございます。制度の基本理念といたしましては、公共性、透明性、自主性というのがキーワードになりまして、自己責任原則、企業会計原則、ディスクロージャー、業績給与制を取り入れるということになっております。独立行政法人制度のメリットが右側に書いてございますけれども、直営方式と比較いたしまして、地方行財政改革の推進に寄与する、あるいは、事業運営の弾力化が図れる、人事管理の弾力化が図れるというようなメリットがございます。こうしたメリットを法人化した際には活かしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、9ページをお開きください。東京都と新大学法人との関係でございます。 新大学法人の理事長、監事は東京都知事が任命するという形になっております。

それから、中期目標につきましては、評価委員会の意見を聴きまして、都知事が定めるわけですけれども、その際に新大学法人が意見を申し述べることになっています。その意見を踏まえて中期目標を東京都が定めると。その中期目標に沿って法人は中期計画を策定して東京都に提出するという形になります。

財政的な面で言いますと、運営費交付金を都が法人に交付いたしまして、それを主たる 財源として運営していくということになります。この運営費交付金の使途については細か に定めませんで、弾力的に使っていけるという形になっております。

評価委員会は、公立大学法人の評価期間は6年間でございますが、その6年間の評価と 各年度の実績評価をいたしまして、それを踏まえて大学法人は運営していくという形にな ります。

それから、経営につきましては、会計監査人からの監査を受ける、それから、教育面に つきましては、認証評価機関の評価を受けるという形になっております。

続きまして、10 ページにまいりまして、首都大学東京の組織でございますが、これは発足時の組織でございます。オープンユニバーシティ、基礎教育センター、学部につきましては、都市教養、都市環境、システムデザイン、健康福祉学部。大学院につきましては、暫定大学院ということで、現行と同じ構成、人文科学、社会科学、理学、工学、都市科学、保健科学という形になりまして、あと、図書情報センター、産学公連携センター、学生サポートセンター等を設置いたします。

理事長、学長を別に定めることとしておりまして、理事長は、経営審議会の意見を聴いて種々決定を行っていくという形になっています。理事長のもとに事務局長を置き、その下に経営企画、総務部等々の組織を置く予定でございます。

続きまして、新大学法人の主な運営組織の権限と構成員についてでございます。網かけ

の部分が地方独立行政法人法に規定されている機関でございまして、経営審議会、学長選考会議、教育研究審議会を置かなければならないという形になっております。人事に関しましては、経営と教育研究、双方にかかわるということで、経営審議会と教育研究審議会の下に人事委員会を置いて、人事に関する審査・検討を行うこととしております。個別の教員を選考・審査するときには、人事委員会の下に専門分野ごとに設置する教員選考委員会を置いて、選考・審査等を行っていく予定でございます。研究費につきましては、経営審議会の下に研究費評価・配分委員会を設置いたしまして、ここで配分と評価等を行っていきます。それから、教育研究審議会のもとに、学位設計委員会を置きまして、新大学の教育課程に関する調査・研究を行う予定でございます。

最後に、12 ページでございますが、新大学の教員の人事・給与制度の概要でございます。 制度の方向性といたしましては、教員の活性化を促進、優秀な教員を確保、適切な人件費 比率ということを考えております。現在は公務員でございますので、公務員としての給与 制度のもとでやっているわけですが、新しい制度のもとでは任期制と年俸制を採用して実 施していこうと考えております。

制度の骨子でございますが、教授 - 准教授の簡素な教員組織を創設する。それから、年俸制・任期制を導入するということでございます。それから、「主任教授(仮称)」については任期制を外し、65 歳定年制を採用。それから、年俸につきましては、基本給、職務給、業績給から構成するということになっております。任期制の概要につきましては、「研究員」は任期5年(3年延長可)という形で、その間に准教授に上がっていただく。准教授については、任期5年(1回のみ再任可)、合計 10年の間に教授までに上がっていただきたいと考えております。教授につきましては、任期5年、再任可ですので、定年まで再任は確実になっています。教授の中から、テニュア審査で「主任教授」になりますと、定年を延長して65歳までということになっております。

それから、年俸制につきましては、基本給5割、職務給3割、業績給2割という形で制度設計をしております。

参考資料の説明は以上でございます。

原島委員長 どうもありがとうございました。

新しい大学の全般に関する今までの経緯とディティールをご説明いただいたわけでございますが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。どの部分でも結構でございます。 どうぞ。

芳賀委員 まず、首都大学東京というのは英語では何ていうんですか。

宮下参事 英語名は「Tokyo Metropolitan University」です。

芳賀委員 じゃ、東京都立大学の場合と同じですか。

宮下参事 英語名は都立大学と変わっておりません。ネイティブの意見などを聴いて、「Tokyo Metropolitan University」となりました。

芳賀委員 さっき学長のお話が出ていましたが、学長はもう決まっていらっしゃるんで

すね。

宮下参事 今、準備行為がいろいろ必要なものですから、学長予定者として西澤先生に 経営準備室運営会議と教学準備会議に入っていただいて種々やっております。

芳賀委員 この会議には出て来られないんですか。

宮下参事 ここは評価委員会ですので、東京都の附属機関で、大学を評価する機関でございますので、西澤先生は公立大学法人の学長になられる予定ですので.....。

芳賀委員 評価される側だからここには出て来ないんですか。

宮下参事 そうです。

芳賀委員 でも、ご本人がいらっしゃる方がいろいろと質問しやすいですね、事務方経 由ではなくて。

宮下参事 学長を当委員会としてお呼びしていろいろ意見を聴くということは可能だと 思いますが、ここのメンバーに参加するというのは立場上ちょっと.....。

芳賀委員 それはわかります。

原島委員長 公的メンバーではないですけれども、ご意見を伺うということでここにお 出でいただくのは一向に構わないと、今後あり得る話だと思います。

芳賀委員 これからは西澤先生、学長がいらっしゃる方が、直接、こちらからいろいろと質問したりご意見を申し上げたりするのにいいのではないでしょうか。

原島委員長わかりました。ぜひそういう方向で考えたいと思います。

西澤先生は4月から学長になられるわけですので、それ以降でしょうな。

どうぞ。

柴崎委員 教員の人事・給与制度のご説明はいただいたんですけれども、職員の制度は どういうふうになるんでしょうか。

宮下参事 当面、今、直営で東京都の職員がいろいろな事務をやっておりまして、公立 大学法人になりまして東京都の職員を全員引き揚げてしまうと事務が滞ってしまいますの で、東京都から派遣をしようという形で考えています。それ以外に大学として固有の職員 を採用するような制度を検討中でございます。だから、当面は、派遣職員と大学で採用し た固有職員で事務をやっていくという形になります。

柴崎委員 そうすると、独法移行後、身分的にも当然変わるわけですね。

宮下参事 ええ、派遣職員は公務員の身分を保有したまま派遣されるわけですが、固有職員は公務員ではなくなります。

原島委員長 旧国立大学は4月からどうなっているんですか。事務職員は文部科学省の 職員ではなくなるんですか。

西尾委員 東京都と現実には同じスタイルに今はなっています。

宮下参事 非公務員ですよね。

原島委員長 非公務員で派遣されているんですか。

西尾委員 はい。また元へ戻ることは可能。

芳賀委員 どこから派遣されるんですか。

西尾委員 文部科学省から来ている方がまだ随分いらっしゃいます。ですから、公務員でありながら非公務員の職に来て、一定期間たってまた文科省に戻ることも可能という形になっています。ですから、給与体系は事務の方はあまり変えられないと。

芳賀委員 それは事務方の一部分でしょう。

西尾委員 はい、一部分です。

原島委員長 各大学で採用する事務職員も出てくるわけですね。

西尾委員 はい。

原島委員長 現にいるんですか。

西尾委員 4月からは。

原島委員長 現にいると。

西尾委員 はい。

芳賀委員 大学の教務課の職員とか、ああいうのは文部科学省からの派遣なんていうん じゃないでしょう。

西尾委員 そうですね、大半は違います。

芳賀委員 大半は独立行政法人のプロパーの職員.....。

西尾委員 その辺が難しいんですけれども、ほかの法人も渡れるようにはなっているようです。

原島委員長ほかに。どうぞご自由にご意見を。

仙波委員 今の職員の話ですけれども、これは当面ということではなくて......。

宮下参事 当面ですね。

仙波委員 将来的には、どのように考えているのですか。

宮下参事 将来的には徐々に派遣職員は少なくならざるを得ないですね。

仙波委員 派遣職員を少なくしてプロパーを多くするということですね。

宮下参事 そうですね。

仙波委員 地方独法の精神も基本的にはその方が適うのかなという感じがしますけどね。 原島委員長 独立法人の精神としては、できるだけ派遣じゃない方にいってほしいと考 えているわけですか。

仙波委員 と思いますけどね。

原島委員長 非常に大事な話でございますので。

ほかにございますか。

芳賀委員 (参考資料)の2ページの首都大学東京の学部構成というのは、現在まであった都立大学、科学技術大学ですか、あの4つにあわせて学部を配置しているわけですか。 都市教養学部というのはつまり都立大学、都市環境学部というのは何ですか。

斎田副参事 コアの、核になる部分はそういうところもございますけれども、基本的に は設置理念と重点的テーマに沿って組み直した形で。ですから、再配置も含めて分かれて おります。

芳賀委員 この学部はそれぞれキャンパスが皆違うわけですね。

斎田副参事 こちらの2ページの資料をご覧いただきますと、右側に書いてございますが、学生の立場から見ますと、健康福祉学部は1年だけですが、あとは1、2年、都市教養学部と都市環境学部は全部、南大沢キャンパスにおります。

芳賀委員 南大沢キャンパスというのは今は何大学.....。

斎田副参事 都立大です。研究室の場所というような意味から言いますと、都市教養学部は南大沢でございます。都市環境学部もそうでございます。システムデザイン学部が日野のキャンパス、現都立科学技術大学がある場所でございます。

芳賀委員 それから、荒川キャンパスというのは......。

新田副参事 荒川キャンパスには今、保健科学大学がございますが、こちらが健康福祉 学部ということでございます。

芳賀委員 タコ足に分かれたままなんですね。

斎田副参事 研究室、3、4年、専門課程に進みますと、そういう形になります。

芳賀委員 専門課程にいくと。1年、2年の頃は全員が八王子ですか。

斎田副参事 はい、都市における教養を中心に学ぶということで南大沢キャンパスにおります。

芳賀委員 定員はトータルにすると何人ですか。

斎田副参事 1,510 名ということにしております。

芳賀委員 都市環境学部、都市環境学科というのはずっと八王子ですね。

斎田副参事 はい、そうです。

芳賀委員 これは今は何大学ですか。

斎田副参事 かなり再構成しておりますが、基本的には今の都立大学の工学部、それから、理学部の一部。中身の人で言いますと、科学技術大学の教員なども含めて目的別に再構成されております。

芳賀委員 ああ、そうですか。それは都市教養学部の理工系とはまた違うわけですな。 斎田副参事 はい、さようでございます。

芳賀委員 都市教養学部の理工系というのは昔からの理科系ですな、数理、物理、科学。 原島委員長 さようでございます。伝統的な理工系とお考えいただければ。

芳賀委員 そうですか。そこはもうちょっとうまくいかないんですか。

原島委員長 どういう意味でございますか。

芳賀委員 理工系と都市環境を一緒にしてしまうというふうにはいかないんですか。あるいは、システムデザインも。やっぱり理工系は必要なわけですか。

原島委員長 下の3つはミッション・オリエンテッド、次のページにマトリックスがございますが、この横軸に大学のミッションが3つ書いてございます。これに沿った学科、学部であると。それから、縦軸が都市教養になっております。これは伝統的というんです

かね、大学である以上総合大学として維持したいということで。 ミッション・オリエンテッドではなくて、ディスプリンベースの学部とお考えいただければ結構でございます。

芳賀委員 それが交わることはないと。

原島委員長次のページにあるように交点にいていただきたいと。

芳賀委員 各交点に立つんですか。

原島委員長 はい。で、両方に関心を持ってほしいと。

芳賀委員 理想的にね。

原島委員長 はい。

西尾委員 4点質問させていただきたいと思います。

第1点は、9ページで、図のかき方だけだと思うんですけれども、東京都と新大学法人の関係という表題であるならば、新大学法人から東京都に向かっている矢印があるべきだと思うんです。矢印を見ると新大学法人は管理されるばかりというイメージが出てきてしまうので、逆の矢印が、東京都に対する貢献でも結構ですし、東京都のあり方に対するサゼスチョンでも結構ですので、そういうのがあるべきではないかなと思います。

それから、10 ページは法人と大学で切り分けられているんだと思いますけれども、学長は副理事長ですよね、ここでは。理事長と学長の線は横線でいいんですか。つまり、対等な関係にあると。

宮下参事 権限で言いますと、例えば教員ですと、学長の申し出に基づいて理事長が任命するという形になっていますので、最終的には理事長になるんですが、一応横に並んでいるというご理解で。

西尾委員 それから、12 ページ、教授と准教授、独立した関係に持っていくということ だろうと思うんですけれども、助手の代りに研究員という形が生れるんだと思うんですが、 総数としてはかなりの人数が研究員として確保されるんですか。

宮下参事 定数としては 190 名程度にしたいと考えていますが、現員はもうちょっといます。

原島委員長 研究員が190名ですか。教授と准教授合わせて何人ですか。

宮下参事 定数は 530 人というのが定数上の目標です。ただ、現員はもっといます。

芳賀委員 現員は何人ですか。

宮下参事 16年8月1日現在ですが、助手が191名、全体が752名。ですから、教授、助教授、講師等が561名ですか。

西尾委員 教授と准教授というのは独立しているんですか。

宮下参事はい。

西尾委員 それはペアで仕事をすると。

宮下参事 ペアと言いますか、双方独立して。共同でやることはもちろんありますけれ ども、上下関係みたいな形ではないと。

西尾委員 ああ、そうですか。

最後に、都市教養という概念自身は、芳賀先生に伺った方がいいのかもしれませんが、 そういう概念はあるんですか、既に。これから作っていこうとする概念なのか、あるいは、 コアの部分は既にある、一般的な教養を持った方なら分かるというものなんですか。

斎田副参事 大都市における新たな教養主義の創成ということをうたっておりますので、 ある意味新たな概念ということになるかと思います。

西尾委員 これから作っていくと。

斎田副参事 都市教養学という学問はございませんので。

西尾委員 わかりました。

芳賀委員 都市教養学というのは都会人風な、洒落て、知識がいっぱいあって、英語もしゃべれて、中国語もしゃべれて、インターネットを使いこなして、スポーツも万能で、といったイメージでしょうか。

斎田副参事 国際的なというよりは、大都市の諸課題に対応するには文理融合、先ほどのお話を受けました総合的な観点からの教養を学ぶ必要があるであろうと。ちょっと抽象的な言い方で申しわけございませんが、そういう観点からの教養主義、新たに教養というものが必要になってきているのではないかという観点で、課題に応じた、テーマに応じた形で、昔で言いますと一般教養と呼ばれていた課程も、プログラムも、テーマ単位に分けて学んでいこうとか、考える力を養う中でどのような複合的な状態でも対応できるような人材をつくろうという観点からカリキュラムを作っております。

芳賀委員 この間からカリキュラムなんかを見て考えたんですが、首都大学東京で、しかも東京都の現場主義でいこうというときには、江戸東京の歴史、歴史といっても環境の変化とか近代化、人口問題、交通問題、ごみ処理問題すべてを含めて、そういう歴史を、理科系も文科系の歴史も含めた江戸東京学というようなものを行う学科がない、それは真ん中につくるべきだと思うんですがね。

都市環境学部に建築都市コースとか都市基盤環境コースとかあるけれども、ちょっと違う、それがないのは非常に不思議だなと思ったんです。首都大学東京と言いながら、江戸東京の歴史を十分に踏まえないのでは、何事もうまくいかないような気がするんですが。

宮下参事 江戸東京の歴史と言えば、ほかの局なんですが、生活文化局で江戸東京博物館がありまして、そういうところとも連携しながらやっていくと。

芳賀委員 でも、初めからちゃんと唱えていないと、実際に大学が動きだしてからでは、 そんなものは忘れられちゃう。その道の優れた教授をちゃんと真ん中に置いて、その人を 都市教養学部の学部長かなんかに据えつけておかないと。ただのエンジニアなんていうん じゃ困ると思うんです。

それから、江戸東京博物館との関係をどうするのか。せっかくあれだけいい、いわば実験室であり資料室である、それを首都大学東京はどういうふうに活用しようとしているのか。都立の美術館もある、庭園美術館もある。

宮下参事 まず連携をやるために、あとは人事交流みたいなものも考える必要があると

思っています。

芳賀委員 それもはっきり言っておいてくれないと。今、こういうところで言っていて、 実際動きだすと何もなかったということがしばしばあるので。

宮下参事 そのためにも評価委員会をつくりましたので。

芳賀委員 そうですか。じゃ、初めからそういうことをはっきり言っておきましょう。 どういう教授をここに配置するか、それをよく見ております。

それから、東京都は既に東京都のお金によって非常に優れた資産を集めて、いろいろなところに置いて運営しているわけで、それをフルに首都大学東京が使うと、初めからそう名乗っておかないと。あるいは、首都大学東京の傘下に、管理下に博物館や美術館を置く、それこそ新しい都市教養学というものだろうと思うんです。もったいないじゃないですか、あれだけのものを持って、莫大な金を使っていながら、この大学が当初からそれを活用することをプランに入れてないというのは。

宮下参事 傘下に置くというところまでいくと、またいろいろな問題がありますが、活用はしていくつもりです。 7 ページの「東京都との連携施策の展開」という中で、パートナーシップということを言っておりますので、各局との連携の中で。

芳賀委員 都の総合シンクタンクなんて言っているでしょう。それなのに江戸東京博物館を首都大学東京が含んでいないというのはもったいないですね。これは最も有力なシンクタンクたり得るわけで。それから、東京都のシンクタンクとして江戸東京博物館を考えるときに、この際、江戸東京博物館も考え直すべきだと、そういうことが大事なんで。そういうことがあるから、西澤さんや石原都知事にここに来ていただきたかったんですね。

僕は、江戸東京博物館をつくるのに鈴木都知事の時代から約 10 年関わって、つい去年まで理事もしておりました。その途中で、江戸東京博物館の学芸員を、都立大学の教授あるいは助教授と同じで、「教授」、「助教授」と呼ぶことはできないかということでいろいろやって、結局、東京都で「それはだめだ」と言われたわけです。

この際、あそこの学芸員を准教授、教授、あるいは、研究員というような呼び方で、首都大学東京の中に包摂してしまう。初めから一つの研究機関として附属研究機関にする、それを考えてほしいと思うんですね。ぜひそれは大文字で書いておいて、石原都知事にぜひ言って。そうすると、江戸東京博物館はシンクタンクとして機能するし、あそこが持っている学問的な、また資料的な蓄積を、この首都大学東京は都市教養学部というところでフルに活用していただく。大学院に入ったら必ずあそこにインターンで1年間は行くと。それから、あそこの学芸員はこちらの専任講師か何かになって教えに来る、それを必ずやると。それは江戸東京博物館だけではなくて、東京都が持っているほかの研究もそうでしょうね。

環境何とかいうのはまだあるんですか。

宮下参事 環境科学研究所ですか。ございます。

芳賀委員 ああいうものは関係ないわけ。

宮下参事 ええ、それも7ページの下の方に網かけで「試験研究機関との連携」と書いてございます。

芳賀委員 ああ、これね。ここで江戸東京博物館や都立現代美術館や……。

宮下参事 美術館等は試験研究機関ではございませんけれども、環境科学研究所とか産 業技術研究所とかいろいろ試験研究機関がございます。そことの連携をしていこうという ふうに考えています。

原島委員長 ちょっとよろしゅうございますか。

私も昔ちょっと絡んだものですから、覚えているんですが、それはかなりディスカッションいたしました。結果として美術館、上野の東京都美術館、江戸東京博物館。それから、理工系では環境研究所、いろんな試験研究機関があって、それを一緒のベースに取り込もうと。上下関係は別として、そういう構想があったんです。その中身はかなり入っておりますが、イクスプリシットに出てないと。私としては、この際そういう意見をきちっと申し上げて、見える形にしていただけると、私が数年前に考えたことが出るんですね。

芳賀委員 私は十数年前から考えていることが出てくるんです。

原島委員長 私は理工系なものですから、環境研究所その他の試験研究機関と、私が前の科学技術大学の学長だったときにお願いしてお互いに人事を兼任しあっているんです。 したがって、そこの研究所の方が科学技術大学の教授を兼任する、大学院を担当していただくとか、指導教科まで担当していただいております。そういう格好で始めて、できたら先生のおっしゃるようなことをやれればいいなと思っていたんです。

芳賀委員 そうですね。

原島委員長 中身には入っているんですけれども、イクスプリシットには出てこないと ころがございますので。

芳賀委員 そこを明確にはっきりと書いてもらいたいですね。そうじゃないと甚だ不安で。

原島委員長 これについては、西澤先生もおっしゃっているんですが、大学というのは、 一回つくったら永久にシステムを変えないわけではないと。

芳賀委員 そう言うけれども、なかなか変わらないんですね。

原島委員長 おっしゃるとおりです。だけれども、とにかく変えようと。私の希望では、数年ごとに見直しを義務づけると。変になったら変えるというのではなくて、必ず見直しを義務づけるというようなことをやっていただけるとありがたいなと思っているのでございます。

芳賀委員 大学と一緒になると、例えば江戸東京博物館の場合は、あそこの学芸員たちにもっと活気が出てくると思うんですね。今はまだ学芸員は非常に狭い分野で閉じこもっていて、どうせ東京都庁の事務員だからまた都庁に呼び戻されるんだと、年中そういう不安定に怯えながら仕事をしている。そうではなくて、首都大学東京の教員であると位置づけて、数年間、大学で仕事をし、またこちらへ来て大学院の授業を必ず持つと。

それから、この大学の中に江戸東京学というものを、まさに都市教養学部の中核として、 中心の柱として立てる必要があります。歴史を踏まえないでは何事も正しく前にはいかな い。そういうことを石原知事や西澤学長予定者にぜひ申し上げたいと思ってここへ来たん ですけどね。

原島委員長 ぜひよろしくお願いします。ぜひやりましょうという感じで。そうしていただけるとこの大学にとっていいと思いますね。

芳賀委員 いわば江戸東京学で、同時にそれが比較都市学になるとか。パリやローマや バクダッドや北京、ソウルと比較する。それから、外国の都市との間の学術的な交流もそ こを通して行う。

それから、前に鈴木都知事が最後に都市博を考えましたね。あのときも東京都のテーマ館の設計と言いますか、どういう構想にするかというのの座長をやらされてワンワンやって、青島知事が白紙に戻しちゃったわけです。今のお台場で博覧会をやるということで、東京都がテーマ館をつくった。そして、博覧会が終わったら、テーマ館はそのまま残して、それを大都市問題研究センターというふうにして、例えばジャカルタの人口問題、上下水問題、バクダッドの交通問題、北京の水涸れの問題について、東京都は何といってもアジアの最先進の大都市ですから、東京都の経験をほかのアジア諸国の大都市に分かち与えるというか、一緒に共同研究をすると。そういう研究センターにすべきだと考えてやっていたら、青島知事がそれを全部パアにしてしまったということがありまして、非常に残念に思っているんですね。

だから、首都大学東京の中には、江戸東京の歴史を踏まえながら、かつ、現在の東京の人口問題、ごみ処理問題、上下水道、交通問題、それから、教育問題、そういうことを都市学として研究するような学部から大学院、そこはアジアのほかの大都市が共通して考える大都市問題の解決にあたる、解決の方策を探る、そういう大学院かつ研究センターにしてもらいたい。そうすると江戸東京博物館も、都立環境問題研究所も一緒になってくることができる。それでこそこの大学は東京都のシンクタンクたり得ると。

もうちょっと構想を大きく持ってもらいたい。

原島委員長 ありがとうございます。本当におっしゃるとおりだと思います。この評価 委員会からそういう意見を東京都にきちっと言って、その方向に持っていっていただきた いと思いますね。

芳賀委員 そうですね。

原島委員長 ぜひお願いいたします。

今、先生ご指摘のこと、根だけはきちっと議論された。ほとんどのことは議論されたんですが、最後に表に出てこなかったということがございますので、ぜひ今後、それが芽を出して、育てる方向にいきたいと思いますね。

芳賀委員 初めから出しておかないと.....。

原島委員長 潰れますからな。

芳賀委員 あとで引っ込みがつかないようにしておかないと、大学はすぐに後ずさりしますから。

原島委員長 ほかにございますか。どうぞご議論あるいはご意見を続けてくださって結構でございます。

先ほどの西尾先生の一番最初のご指摘で、矢印が一方的だというのは何ページでしたっけ。

西尾委員 9ページです。

原島委員長 これは管理運営の立場から書いちゃったので、大学のフルーツを還元する 部分が入ってないんですね。大学のアウトプットを東京都にどう還元するかという部分が この絵に入ってないんです。ですから、色でも変えて太い線でかいておいた方がいいかも しれないですね。

西尾委員 そうですね。

原島委員長 まず管理運営面で矢印をかいてしまったということです。

宮下参事 あくまでも法律上のことしか書いてございませんので、そういう意味では大学からというのがここには出ていません。

原島委員長 大学のプロダクトが東京都にどう戻るかというルートですね。これはこれでいいですけれども、何か別なところで説明するときには書いておかれる方が、大学のフルーツはあるんだよという説明になりますので。よろしくお願いします。

ほかにございますか。

芳賀委員 理事長というのは都知事ですか。

宮下参事 いえ、理事長は高橋宏さんという方が、郵船航空サービスの相談役をやっていらっしゃったんですが、それをお辞めになって、来年の4月から理事長に就任される予定です。

原島委員長 会社経営の方です。

よろしゅうございますか。

それでは、時間もございますので、先に進ませていただきます。また後ほどご意見をご 自由にお願いいたします。

それでは、審議事項に入ります。中期目標・中期計画素案の作成方針について、事務局よりご説明をお願いします。

室井副参事 表紙に「会議次第」と書いてある資料の6ページをご覧いただきたいと思います。「中期目標・中期計画素案の策定方針について」でございます。

先ほど説明がございましたように、中期目標・中期計画というのは、本来、法人が立ち上がった後に初めて作成できるという性格のものでございます。ただし、法人が立ち上がった直後に速やかに決定できるように、法人が設立される前からあらかじめ評価委員会のご意見をいただきながら作成を進めていこうという趣旨で作っていくものでございます。この作成方針は今年の9月の経営準備室運営会議におきまして決定したものでございます

けれども、本日、先生方のご意見をいただきまして、それを踏まえて具体の中期目標・中期計画を策定していきたいと考えております。

それでは、中期目標・中期計画素案の作成方針でございますが、左側のページをご覧いただきたいと思います。中期目標素案でございますが、1番目の「」といたしまして、都立の大学に対しこれまで指摘されてきた様々な事項を踏まえつつ、「都立の新しい大学の構想」などに示された首都大学東京の使命や特色を実現するために必要な目標を明確に打ち出していくということでございます。

これまで、現在ございます都立の4大学につきましては、例えば平成12年に行われた包括外部監査の指摘、あるいは、議会等からさまざまな指摘がなされております。こういった指摘を踏まえつつ、その反省に立って新しい大学を作っていこうと。そういった意味で、「都立の新しい大学の構想」が作られているわけでございますけれども、そういったもので打ち出された目標、当然のことかもしれませんが、そういったものを明確に打ち出していきたいと考えております。

2番目の「」といたしまして、地方独立行政法人法の絡みでございますが、国立大学は国立大学法人法によってすべて法人化しなければならないということになったわけでございます。一方、公立大学は、地方独立行政法人法を適用して、法人化するかどうかについては自治体の判断ということになります。今回、東京都はあえて法人化の選択をしたということでございますので、そのメリットと言いますか、立法趣旨と言いますか、例えば経営の視点の導入、自律的・弾力的な運営、適切な事後評価と見直し、効果的・効率的なサービスの提供、透明性の向上等といった観点を大事にし、それを中期目標に反映させていきたいと考えております。

3番目の「」といたしまして、新法人、新大学の準備組織である経営準備室あるいは 教学準備会議が、昨年の後半から大学運営あるいは法人の運営に関しているいる検討して きたわけでございまして、そういった検討を踏まえたものにしていきたいということでご ざいます。また、首都大学東京の使命・特色を実現する上で必要な事項はきちんと盛り込 んでいきたいということでございます。

なお書きでございますが、今回、法人化いたしまして、首都大学東京が来年の4月にできるわけでございまして、そのときに、現在の都立大学をはじめとした都立の4大学に在学している学生の教育の保障のために、都立大学、科学技術大学といった大学は学生が残っている限り継続していく。ただ、平成22年度には学生がほとんどいなくなると思いますが、仮にわずかばかり残った場合でも廃止するという方針でございます。公立大学法人といたしましては、首都大学東京の運営だけではなくて、都立大学その他都立の4大学の運営も行っていくことになります。

中期目標での書き方といたしましては、都立の4大学は現在在籍している学生への教育保障のために続けていくということでございますので、首都大学東京を中心に記載していこうと。現大学の学生に対する教育を保障していきますよというような意味での目標はき

ちんと書き込んでいきたいと考えております。

4番目の「」でございますが、数値目標の関係でございます。これにつきましては、 国立大学法人において、国立大学法人の評価委員会が文部科学省に設置されておりました けれども、大学の案として素案を出したところ、評価委員会から具体性が乏しいので事後 的な実績の評価、達成度の評価はできないということで、差し戻しを食らってしまいまし た。数値目標や達成時期などをきちんと書いてくれという指摘がありまして、その後、各 大学ともそういった考え方を踏まえまして、一定の数値目標等々を盛り込んで現在の成案 としての中期目標ができているという状況がございます。

こういったものを踏まえまして、公立大学法人首都大学東京におきましては、当初の段階から使命や特色を実現する上で重要なものにつきましては、極力、数値目標を記載していくというスタンスでまいりたいと考えております。

それから、中期計画素案でございますが、これは中期目標で掲げた事項を具体的にどう実施していくのかということを書くところでございます。1番目の「」でございますが、素案に示す目標が確実に実施されるように具体的に記述するということ。それから、目標素案で数値目標を示していない場合でも、数値目標や達成時期など可能な限り具体的に数値を盛り込むということでございます。一番下の「」は、法人設立後、来年4月以降の話でございますが、中期目標・中期計画が固まった後、各部局の特性も考慮しながら、部局ごとの中期目標・中期計画を、法人全体の中期目標・中期計画に基づいて作成することになりますが、こういったものを作っていきたいということでございます。

右側の今後の作成手順でございますが、経営準備室のもとに事務的な組織として幹事会を置いておりまして、そちらで作成方針、あるいは、本日、先生方からいただいたご意見を踏まえて、たたき台を作成していきたいと思っております。たたき台の中で教育研究に関する事項は、当事者でございます先生方の意見を聴かなければならないということで、学部長予定者会議を通じて教員の意見を聴き、最終的には大学の準備組織でございます教学準備会議で取りまとめをしていきたいと考えております。

それを踏まえまして、経営準備室でとりあえずのものを決定いたしまして、評価委員会にご提出いたしたいと。そこでまた先生方のご意見をいただきまして、それを踏まえて必要な修正を行い、中期目標・中期計画の素案として決定していきたい。これを来年2月、3月に行われる第1回の都議会定例会にご報告をしていきたいと考えております。

次のページ以降は参考資料でございます。まず7ページの「中期目標・中期計画に盛り込むべき内容」でございますが、1つは、地方独立行政法人法に中期目標あるいは中期計画にこういったものを盛り込まなければならないという規定がございますので、それを列記したもの。それから、国立大学法人法の中にどういう項目を列記しなければならないということを書いているのが真ん中の列でございます。一番右側は、国立大学法人が中期目標・中期計画をつくるに際しまして、文部科学省がこういう様式で作ったらいいよというようなものを示しましたひな型でございますが、それの項目を示したものでございます。

左側の地方独立行政法人法でございますが、まず中期目標の期間がございます。先ほども説明がございましたけれども、公立大学法人につきましては、6年間という法律上の規定がございますので、自動的に平成17年4月から平成23年3月までということになります。

2番目、ここがメインになってまいりますが、住民に対して提供するサービスその他の 業務の質の向上に関する事項ということで、大学の提供するサービスは教育研究等々とい うことで、そういったものを記載していくということでございます。

それから、業務運営の改善及び効率化に関する事項。財務内容の改善に関する事項。

次の教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該 状況に係る情報の提供に関する事項、いわゆる大学における自己点検・評価と呼ばれてい るものでございますけれども、これに対する目標を書きなさいということになっておりま す。当然のことながら、公立大学法人においてはという法律上の規定がございます。それ から、その他業務運営に関する重要事項。

この中期目標記載事項に関しましては、それぞれ掲げました目標に対して、それを具体的にどう実現していくのかということを中期計画の中で記載するということになっております。

それから、中期計画記載事項というのは、中期目標に書かないで、中期計画にだけ書いていくというものでございまして、どちらかというと実務的なと言いますか、理念よりもお金と手続きの話といったものが多くございますけれども、6年間の予算、収支計画、資金計画、借入金の限度額等々でございます。国立大学法人法も基本的にはほぼ同じ構成になっております。違いますのは、この欄の中での国立大学法人法上の一番上でございますが、教育研究の質の向上に関する事項というふうに、住民に対して提供するサービスの質の向上に対しまして、こちらではさらに特定化をしております。

一番右側、文部科学省のひな型でございますが、これは国立大学法人法の規定をさらに ブレイクダウンしたものでございます。また、ひな型として別途つけ加えたものもござい ます。上から申しますと、大学の基本的な目標を書いて、中期目標の期間、教育研究の上 の基本組織を書いております。

それから、教育研究の質の向上に関する事項につきましては、例えば学生支援なども含めた教育に関する目標、それから、研究に関する目標、それから、社会 社会と言いますのは地域とか自治体というようなイメージでございますけれども との連携、国際交流、そういったものが入っております。

それから、業務運営の改善及び効率化に関する事項につきましては、業務体制の改善、 教育研究組織の見直し、人事の適正化、事務等の効率化・合理化、そういったものが入っ ております。

財務内容につきましては、外部研究、自己収入の増加に関する目標、経費の抑制、資産の運用管理、こういったものが挙がっております。

それから、自己点検・評価につきましては、評価の充実、情報公開等の推進ということ でございます。

業務運営に関する重要事項といたしましては、ひな型の中では施設あるいは安全管理、 こういった目標が掲げられております。

次のページは、「国立大学法人等の中期目標・中期計画の例」でございます。本来ですと、 幾つかの例をすべてお示しすべきところかもしれませんが、それぞれ膨大なものがござい ますので、とりあえず国立大学2つ、公立大学2つについて項目の目だしを列記しており ます。東京大学と筑波大学、国際教養大学という秋田県の公立大学法人は日本で初めての 公立大学法人として今年の4月からオープンしております。右の長崎県立大学は、首都大 学東京と同じように来年の4月から法人が設立される予定でございますけれども、中期目 標について既に案を公表しておりますので、ここに記載しております。内容につきまして は、詳細にわたりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次のページは、「国立大学法人等の中期計画における数値目標や達成期限の例」でございます。先ほど作成方針をご説明いたしましたが、その中で数値目標をできるだけ記載していこうという方針を立てております。国立大学法人等においてはどんな目標を提示しているのかというのを整理したものがこれでございます。例えば教育の成果におきましては、就職率等々を挙げております。あるいは、教育の水準及び成果におきましては、科研費の申請件数とか採択件数等を挙げております。それから、産学官連携では、共同研究数とか受託研究の数といったものを挙げております。

経費の抑制というのが下の方にございますが、光熱水費とか管理的経費を削減していこうというものがございます。

それから、その下の自己収入の増加ということで、外部資金をこれぐらい拡大していこうと。あるいは、科研費について1人最低1件以上申請していこうというようなものもございました。

ご参考までにこのようなものを提示いたしました。

以上でございます。

原島委員長 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただいた内容につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。中期目標・中期計画素案の作成方針。別にこの委員会で中期目標を作るわけではなくて、作成方針がこれがいいかどうかということをここで議論するわけですね。

宮下参事 これでよろしければ、これに基づいてたたき台をつくらせていただいて、次回、ここに出すということになります。

柴崎委員 数値目標等の達成度の結果を反映させる仕組み、例えば運営交付金等にどのように反映させるのか。何か具体的に規定があるんですか、既に。

宮下参事 運営費交付金については、今までみたいに事細かに査定するのではなくて、 一定のルールで幾らという形で交付していただこうと思っているんですが、数値目標と運 営交付金を連動させるというところまでは今のところ考えておりません。

柴崎委員 例えば経費の何パーセント削減という数値に達していないからといって、6年後の見直しの時期に交付金から削るとか、そういう仕組みがきちっとできているわけではないんですね。

宮下参事 基本的な考え方といたしましては、国立大学の場合は 10 年間、毎年 1 % ずつ交付金を削減して、その中で運営していってくださいというようなことでやっているようなんですが、法人が経営的判断でいるいる工夫しながらやってくださいよと。どういうふうに使うかは自由だけれどもその結果については責任を負ってくださいよというのが基本的な仕組みです。こうなったからこっちを来年度は削るというふうにやりますと、今までと同じになっちゃいますので、一定のルールで交付するけれども、その中でいろいる工夫して努力してくださいと。それについては、お金ではなくて、計画がちゃんと達成できるかどうか、評価できちっとやっていきましょうというルールになっていますので、交付金に連動させるという考え方はないんです。

原島委員長 交付金の中での配分には何か影響させるんですか。例えば評価項目というのは多岐にわたっていますので、その1個をとらえて全体を変えるわけにもいかないでしょうけれども、配分のところでは......。

宮下参事 それは評価を踏まえて法人が工夫していくしかないと思うんですね。一定の財源しかないですから、こっちもこっちも増やして頂戴とか、両方削るというのではなくて、例えばここが弱いから財源を少し多めに配分しなければいけないとなると、どこかを削らなければいけないという関係になってくるわけです。だから、評価委員会でここが不十分だと言われると、今度は一定の財源の中でそれを達成するためにどこかを節減してそれを重点的にやるとか、そういうことを法人が経営判断としてやっていかなければいけないシステムになっていると、こういうことだと思います。

原島委員長をそういう意味で反映されると考えてよろしいですか。

村山本部長 今、宮下が言っておりましたように、単年度ごとにいちいちチェックしていくと予算と同じようになってしまうからできないということはあると思いますけれども、6年間全体を通してみたときには評価委員会でその実績について評価をして、剰余金などが出ているとか出ていないということについても、その評価をするというのがあろうかと思うんですが、その結果について評価委員会で一定の評価が出たときには、それを受けて東京都としても次の計画期間への対応というのは、それを踏まえて行うことになります。そういう意味では、6年間の法人の積み重ねというのが次の6年間に運営交付金の面においても影響してくると考えていただいて結構だと思います。

室井副参事 関連いたしますが、本資料の4ページをご覧いただきますと、東京都公立 大学法人評価委員会から知事に伸びている矢印がございまして、その下に「評価結果及び 業務運営の改善等の勧告の報告・公表」というのがございます。要は、評価委員会は、業 務運営に対しましてもこういうふうにすべきではないかという勧告をするという権限をお 持ちでございますので、そういったもので評価委員会のご意見を反映させることは可能であると思います。

原島委員長 ありがとうございました。

ほかに何か。どうぞ。

西尾委員 7ページの「盛り込むべき内容」ですが、国立大学の場合の中期目標・中期計画というのは、文部科学大臣が極めて大雑把な目標を立てて、各大学法人がそれに基づいて自分の目標を立て、それを実現するための計画をやると。ここですと、中期目標をつくるのは都ですね。

室井副参事はい。

西尾委員 それから、中期計画をつくるのは法人ということになりますけれども、先ほどの中期目標・中期計画の方はほとんど財務的な内容だけで、上のところが教学に関係するいろいろなことが入っているわけですが、そこに数値目標まで入れると。つまり、都側が数値目標、例えば特許を何件。そういうことが入るかどうかわかりませんけれども、何件というのも決めるというふうに理解してよろしいんですか。

意見を言っているのではなくて、システムを理解したいだけなんですが。

室井副参事 誤解があればなんですけれども、「中期目標記載事項」とここに書いてございますが、それに対応して、先生がおっしゃったように具体的にどう実施していくのかというのも中期計画の中に盛り込みます。中期計画記載事項というのは中期目標記載事項も含めて.....。

西尾委員 そのほかにこういうことが入ってくるということですか。

室井副参事 そうです。

西尾委員 そうすると、数値目標が入ってくるとすれば、中期計画の方に入ってくる。

室井副参事 そこなんですが、国立大学につきましては、私どもが調べた限りでは、中期目標に数値目標を掲げている例は一つもなかったと思います。ただ、性格といたしましては、目標で大事なものにつきましては、設置者側の権限というか、こういうことをやってくれと、これだけの目標を達成してくれというような意味での数値目標を提示することも場合によっては適切だと考えております。

そういった意味で、こちらの作成方針におきましては、上から4番目の「」、首都大学東京の使命・特色を実現する上で重要なものについては、極力、数値目標を記載するということで、極めて限定的ではございますが、そういったものもあるだろうと。あればきちんと記載していこうというものでございます。

西尾委員 分かりました。

原島委員長 ほかに何かございますでしょうか。

それでは、中期目標・中期計画素案の作成方針につきましては、今の皆様方のご意見も 踏まえまして、この方針で進めさせていただきたいと思います。

次にまいります。続いて、業務方法書(案)の概要について、ご説明いただきます。業

務方法書とは何ぞやということもお願いします。聞いたことがない言葉なんで。

泉水副参事 それでは、もう 1 枚おめくりいただきまして、資料 6 、10 ページ、「業務方法書(案)の概要について」でございます。

業務方法書と言いますのは、法人の基本的な規定といたしまして、定款と業務方法書の2つが挙げられております。定款につきましては、案を調整中でございまして、議会に付議いたしまして、12月の議会にかける予定でございますが、議会のご了解をいただいた後に、法人の設立認可申請という手続きの中で、総務省と文部科学省に認可をいただくという手続きで定款をつくってまいりたいと考えております。それ以外で、法人の業務の基本方針を記載するのが業務方法書でございます。業務方法書につきましては、評価委員会からご意見を賜りまして、その意見を踏まえた上で法人設立後に正式に作成してまいりたいということで、本日委員会にお諮りしているものでございます。

業務方法書でございますけれども、定款に法人の業務の範囲を盛り込む予定でございます。大雑把に申しますと、大学を管理・設置する、あるいは、附帯業務を行うというのが、 定款に書かれている法人の業務の範囲でございます。それに加えまして、それを補足する ような形で、その中身を業務方法書に書いているということでございます。

資料のご説明をいたします。左側の図をご覧いただきたいと思います。策定までのプロセスということで、今申し上げましたとおり、評価委員会の皆様にご意見をいただきまして、それを踏まえた形で正式に作成してまいります。作成にあたりましては、東京都の認可を受けるという形になります。これは法人設立後に認可を受けるということでございます。また、基本的な記載事項等につきましては、今後定めます東京都の規則 条例は議会にかけますけれども、規則は議会にかけませんが、東京都としての重要な規程ということでございまして、そこに記載事項を規定してまいります。

業務方法書の主な内容でございます。基本方針と業務の委託の状況、それから、委託にあたってどういった契約方法をとるか、この3点を基本方針としております。基本方針といたしましては、今後作成されます中期目標によって作成いたします中期計画 これも今後ご議論いただきますが、その計画に基づいて業務の効率的かつ効果的な運営に努めるというのを基本方針としております。

それにのっとりまして、業務の委託というところをご覧いただきたいと思います。法人はその業務を効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは業務の一部を委託することができるという規定を設けたいと思っております。その委託にあたりましては、契約の方法がさまざまございます。法人の売買、賃貸、請負その他の契約につきましては、役所の現在の契約方法と似通っておりますけれども、一般競争入札、指名競争入札、または随意契約という方法によって締結いたします、という記載をさせていただきたいと思っております。

そういったものを具体的に盛り込んだ業務方法の案につきましては、右側の第1条から 第6条に記載させていただいております。 そういったことでございまして、定款と並びまして、法人の業務の基本方針を記載した もので業務方法書をお作りすると。今回、業務方法書の案につきましてご意見を賜れれば と思っております。

説明は以上でございます。

原島委員長 どうもありがとうございました。

ご意見、ご質問等ございましたら、どうぞ。

芳賀委員 まだよく分からないんですが、業務の委託というところは、「業務の一部を委託することができる」となっている、これはどういうことですか。印刷物をどこかの会社に……。

泉水副参事 法人で行う業務について、その一部分を業務委託することができるという 規定でございます。

原島委員長 例えば事業の一部を外に委託することもこれでできるのですか。

泉水副参事 大学を設置・管理するという基本的なところについては大学でやらざるを 得ないと思いますけれども、さまざまな業務の中で効率的かつ効果的に運営できるという ような場合については、一部、業務を委託できるという中身でございます。

芳賀委員 委託する相手はどういうところですか。

泉水副参事 一般的な民間企業の業者さんとか。通常の業者さん……。

芳賀委員 大学の紀要の印刷はどこの印刷屋に頼むとか、そういうこと……。

泉水副参事 細かいことを申しますと、そういう部分も入れております。

芳賀委員 そんな細かいことですか。

西尾委員 ネットワークの管理を自分のところでやらないで、どこかの会社にやらせるとか。そういうことではないんですか。

泉水副参事 具体的な例で言いますと、施設の管理・運営等々。

芳賀委員 そうですか。

仙波委員 大学法人は、かなり大規模になるわけですよね。その組織を運営するにあたって、大会社経営と同じよう、総務、人事、経理など様々な業務を効果的かつ効率的に実施していかなければならない。その一環として例えば、清掃、警備、給与計算などをアウトソーシングするとか、そういうことも考えられますね。その方が経費が安く済むとかいるんなことが考えられると思います。

委託する相手は、第5条(契約の方法)にありますから、ケースによっては一般競争入札、あるいは、指名競争入札、あるいは、随意契約、そういうことで相手先を具体的に決めていかれるのかなと私は考えているんですけれども、そういう理解でよろしいですかね。

泉水副参事はい、結構です。

柴崎委員 これは資産の売却とか、そういうのも含むんですか。

泉水副参事 資産の売却等々については、重要な財産については議会の議決が必要とか、 そういった部分もございますので、そういった部分は別の手続きになります。 西尾委員 法律の文書の書き方はよく分からないんですが、第5条の「法人の売買」というのは、法人を売買するというあれじゃないですよね、法人の契約ですよね。

泉水副参事 契約にすべてかかっております。

西尾委員 売買契約ですね。

原島委員長 これを見ていると常識として当たり前のことしか書いてないんですが、役 所というのは大変なもんですな。

芳賀委員 もともと「業務方法」という言葉はあるんですか。

泉水副参事 民間のものとか、各独立行政法人が先行して国にもできておりますが、そこにも業務方法書を作成するという形でできております。

原島委員長 会社でもこういうものを作るんですか。

青木委員 いや、会社はこんなことは。ただ、経営上、アウトソーシングというのはと にかく安いところにやらなくてはいかんことになっています。

原島委員長 当たり前の話だけどな。

青木委員 今までは全部やらなくちゃいけなかったということなんですかね、こういう 大学というのは。

西尾委員 アウトソーシングをしていますよね、現実に。

芳賀委員 どこと売買契約をしました、請負をしてもらったとか、そういう報告はここの委員会にも出てくるんですか。

泉水副参事 そこまでは考えておりません。要は、業務方法書の中身について、こういう規定の仕方、あるいは、こういう考え方でよろしいかどうかということのご意見でございます。

原島委員長 今はこの業務方法書の文章がこれでいいかということを審議しているわけですね。

泉水副参事 そうですね、盛り込みの考え方と、こういう文章でよろしいかどうか、そういうことでございます。

仙波委員 内容的には相当基本的な柱だけを記載している感じですよね。実際に運営するには、各種の諸規定を整備しない......。

原島委員長 そうですよね。これ自身は世の中の当たり前の話を書いただけですからね。 泉水副参事 中身としては極めて当たり前の内容でございまして。

芳賀委員 それなら、今、西尾先生がおっしゃった第5条、法人の売買、賃貸、こういうところの日本語を直したらどうですか。

泉水副参事はい、分かりました。

仙波委員 これはどこかの見本みたいなものを参考にされたとか。

泉水副参事 先行している国立大学法人の業務方法書、それから、平成3年から既に国の方で博物館とか美術館で業務方法書が出てきておりますので、そういったものも参考にさせていただきながらというところでございます。

原島委員長 お願いします。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、業務方法書については、この内容で、少々の修正を含めて進めさせていただ きたいと思います。

それでは、その他の項目に入りたいと思います。お手元に「東京都公立大学法人評価委員会運営要綱(案)」をお配りしておりますので、事務局からご説明をお願いします。資料7ですかね。

泉水副参事 はい。引き続き、同じ綴りの中に綴じ込んでおります資料 7、11 ページを ご覧いただきたいと思います。

当委員会の運営要綱でございます。内容でございますが、この会議につきましては、原則として公開でございます。ただし、例外的に委員会の運営に支障が生じるような場合は 非公開とすることができるということをうたっております。

また、委員会の議事録、会議で使用した資料につきましては、公表するということをう たっております。

ご了解いただければ、本日から施行という形にさせていただきたいと思っております。 以上でございます。

原島委員長 よろしゅうございますか。最大の論点は公開するということでございます。 トランスペアレントするということでございます。ほかの人は傍聴してもいいということ ですか。それとも文書その他を公開するということですか。

泉水副参事 会議の公開でございますので、傍聴も可ということでございます。

原島委員長でする。分かりました。

芳賀委員 傍聴したいという人は申し込むわけですか。

泉水副参事 そうですね。

芳賀委員 ふわっと入ってきて聴くということはないんですか。

泉水副参事 形としましては、ホームページ等で次はいついつという会議の開催のアナウンスをさせていただいて、事前に申し込んでいただいたい方は傍聴していただくという形になります。

青木委員 ちょっといいですか。

原島委員長 はい、どうぞ。

青木委員 これに関連してですが、今までの4つの大学がバラバラにあるというのではなくて、新しい一つの大学になるわけですね。ところが都民の立場から見て、首都大学東京というのは何なんだというアピールが少なくて良く分からない。いわんや入学を希望される学生さんのためにも、社会が卒業生を喜んで受け入れるためにも、首都大学東京のブランドの確立が必要ですし、こういうものを目指しているというPRを、正式には発足後かもしれませんが、ある程度イメージが固まった段階から、ぜひとも積極的にしていただきたいと思います。

村山本部長 その点は、夏にも一回、大学説明会をやったんですけれども、9月30日に正式認可が出ましたので、それを受けて明日、改めてもう一回、大学説明会をやるということで、今ご指摘の点については頑張りたいと思っております。

原島委員長 今の点は非常に重要で、受験生にPRするということと、タックスペイヤーに対する責任という意味で、新大学のブランド価値を上げるというのはものすごく大事なんですね。大学というのは今後ブランド価値が一番の大学の価値になる可能性がありますので、ぜひお願いしたいですね。

芳賀委員 この大学では何がブランドになりそうですか。

原島委員長 正直言って、今までの都立の大学は何がブランドだったかというと、東京 にあって授業料が安いことです。しかし、今後は今まで以上にブランド価値を大事にしな ければいけないと思いますね。単に東京にあって授業料が安いというのはブランドじゃないですからね。

芳賀委員 そうですね。ほかに幾つもあるわけでね。東京にたくさん国立大学があり、 早稲田、慶應、その他の私立大学があって、その中で何がブランドなんだと。

原島委員長 今回の改革はそれも意識していたと思いますね。ほかに国立大学、総合大学があって、タックスペイヤーからもらったお金でどうしてもう一回作らなきゃいけないんだというところで、タックスペイヤーに対するきちっとしたリターンがどこにあるかということを、ここではきちっと考えなければいけないと思いますね。その辺はぜひ。

東京都というのは、例えば新聞の一面全部を借り切って新大学の広告をしたりすること はできるんですか。

村山本部長 一般紙を一面借り切ってというのは手元不如意の折り柄なかなか難しいかなと思っております。ただ、パブリシティという方法もありますので、その辺も活用しながら、今後、折りにつけ、いろいろ仕掛けていきたいと思っております。

芳賀委員 東京都はテレビのチャンネルは持ってないんですか。

村山本部長 出資しているMXテレビというのがあります。

原島委員長 UHFにあります。

芳賀委員 やっぱり新聞、一面全部でなくても、半面でもいいから、あちこちに広告を 打つ必要はあるんじゃないかな。そのときには何がブランドかをちゃんと打ち出して。

仙波委員 会社経営的には差別化戦略に相当するようなもの、東京都の大学として他の 大学にはない個性というか特色、いわゆる差別化戦略が重要だと思います。

芳賀委員 そのときは江戸東京なんだと。江戸からの連続だと。江戸は学問の都市であったと。

原島委員長 ぜひそれをお願いします。うまくいったら、私の大学でも使わせていただ きます。

非常に重要な点、ありがとうございました。

では、特にご異論ございませんでしたら、この案で決定したいと思います。

以上で、今回の議題はすべて終了いたしました。

今後の予定について、事務局から。

泉水副参事 次回の日程でございますが、事前に日程をお知らせいただいておりまして、次回 12 月開催の予定でございましたけれども、委員の方の日程の調整がつきませんでしたので、次回は、調整の結果、1月 14 日、金曜日、10 時からということで。場所、資料等々については別途ご通知を差し上げたいと思っております。

さらに、第3回の日程調整については、至急、こちらからご連絡を差し上げたいと思っております。

以上でございます。

原島委員長 以上で終りでございますが、何かこの際ご意見ございますでしょうか。 ございませんでしたら、これで閉会いたします。本当にありがとうございました。時間 を少々超過いたしまして申しわけございません。

午後12時08分閉会